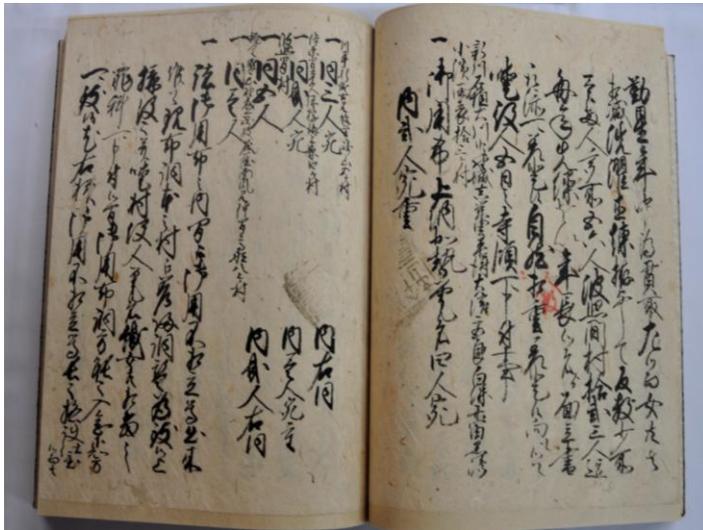


有形文化財
【古文書】

とみがわうえーかた や え やまじましょむら く じちよう
富川親方八重山島諸村公事帳

かびらむら とうざとむら こみむら
川平村・桃里村・古見村

指定年月日／2004(平成 16)年 12 月 24 日
所在地／登野城 4-1 (八重山博物館)



この公事帳は、1875 (明治 8) 年に琉球王府から八重山の在番・頭あてに布達された文書で、1873 (明治 6) 年に富川親方らが検使 (行政監察官) として八重山へ派遣された際、その結果報告に基づいて布達された公事帳のなかの 1 点である。公事帳とは、王府が各行政機関の職掌に応じて公務の遂行や執務上の規定として布達した文書で、法令や規則をまとめたものである。

諸村公事帳は、1768 年の検使・与世山親方の時にはじめて作成され、1857 年の検使・翁長親方の時に改訂、富川の時に更に訂正が加えられたが、現存するのは富川のもののみである。王府は各村単位に番所をおき、

行政の末端を担わせたが、諸村公事帳には村番所単位の行政全般に関する規則が記されている。

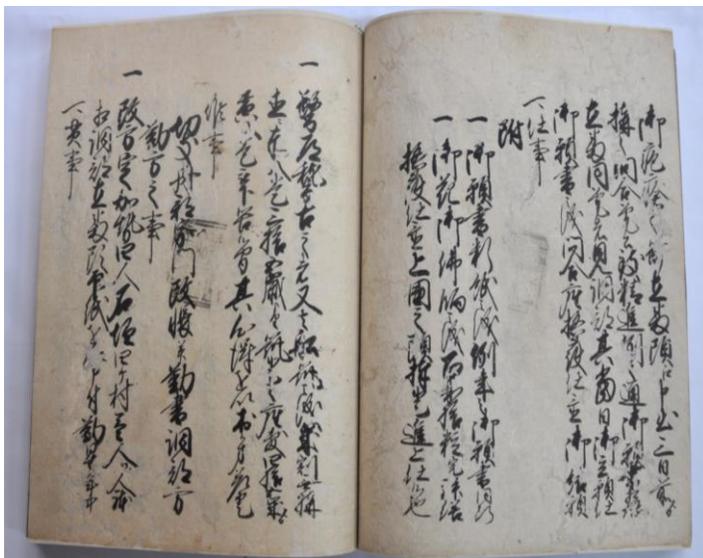
市指定の 3 冊の同公事帳は、石垣島川平村、桃里村、西表島古見村番所で保管されていたもので、八重山の村々における王府の施策の具体的な状況や、当時の八重山の社会的状況を知ることが出来る史料である。

市指定

有形文化財
【古文書】

とみがわうえーかた や え やまじまくらもと く じちよう
富川親方八重山島蔵元公事帳

指定年月日／2004 (平成 16) 年 12 月 24 日 所在地／登野城 4-1 (八重山博物館)



この公事帳は、1873 (明治 6) 年に琉球王府から行政監察のために八重山に派遣された検使・富川親方らが、視察後の 1875 (明治 8) 年、八重山の在番、頭あてに布達した文書である。蔵元とは王府時代の八重山の行政を担った役所のことで、蔵元公事帳の内容は、王府の三大儀礼 (元日・正月 15 日・冬至) を執行する際の規定、八重山在番や頭の勤務規定、蔵元内の各部署の勤務規定などを定めたものである。

蔵元公事帳は、1748 年に野村親雲上^{ペーちゃん}が在番の時はじめて作成し、1768 年の検使・与世山親方、1857 年の検使・翁長親方の時にそれぞれ改訂され、さらに検使・富川親方の

時に訂正を加えられたものである。

この公事帳には蔵元印が押されており、八重山蔵元で保管していたことが分かる。在番や頭をはじめ、各部署に勤める役人の職務内容や心構えなど、当時の蔵元行政に関わる業務の具体的な状況や、王府の八重山統治策を知ることが出来る史料である。